

第22回入善町農業委員会議事録

令和7年5月12日午後3時30分から第22回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 14名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	10番 安 藤 清 雅
11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦
17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春		

欠席委員 3名

9番 嶋 先 良 昭 15番 永 山 美 和 16番 亀 田 英 司

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第81号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第5	議案第82号 令和6年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価（案）の決定について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。忙しい時期のため、15時30分という開始時間を設定させていただきました。スムーズな審議をしていきたいと思います。皆様も田植えの方が大分進んでおられるかと思いますが、気象状態が激しい春だと感じております。田んぼの状態も人間にも厳しい春になるような気がしています。令和の米騒動と言われている中での田植ということで、気持ちとしても今シーズンがどうなるのかと思いながら作業をしているところです。皆さんもご存じのとおり、生産調整率が少し緩和されましたが、この程度でよかったのかと疑問を感じながら田植作業を行っています。いずれにしても、スタートの時期ですからゴールを見据えたうえで作業を進めていただき、体調管理や事故の無いようにしていただければと思います。また、令和の米騒動について、ある人から言われたことですが、田んぼをやっている人ばかり大変と言われて、米をどこに隠しているかという言い方をされることもあるそうです。実際には米が取れていないというのが事実であって、国が出している収量などが、ある意味、稲作をやっていない人に対して誤解を与えるものになっているのではないかと思います。そういったことをしっかりと説明していくというのが大事だと思いますし、農業委員会は農地を守るのが大前提ですが、稲作ばかりではなく園芸農家で頑張っているというところも目を向けながら、委員会をやっていかなければならないと改めて感じたところであります。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。10番安藤委員と13番坪野委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町西中〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は571㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、東京都港区〇〇〇〇〇〇〇〇の亡 〇〇 〇〇 相続財産清算人 弁護士 〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町西中〇〇の農事組合法人〇〇〇〇さんです。

この申請地は〇〇〇〇さんが耕作している農地で、利用権の終期に伴い、譲渡人から譲受人に無償譲渡したいと依頼があったことにより3条申請に至りました。農地を取得した後も引き続き〇〇〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、田中委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、農地の所在地は、入善町梶山〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は346㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町梶山〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人が父親である〇〇〇〇さんから相続した宅地、入善町梶山〇〇に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの宅地の贈与を行いました。隣接するこの農地とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。農地取得後も引き続き畑として利用する予定です。

なお、入善町梶山〇〇には〇〇さんの子供が令和6年に家を新築し居住しています。住宅地図上は、梶山〇〇に〇〇〇〇さんの名前が残っていますが、現在は〇〇〇〇さんの子の住宅になります。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、前田委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まずは、申請番号1番、田中委員より説明をお願いします。

田中委員

事務局の説明のとおりで、〇〇〇〇さんの代表が来られました。元々〇〇〇〇が耕作していた農地であり、問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号2番、前田委員より説明をお願いします。

前田委員

〇〇さんから連絡があって、元々この地図に書かれている〇〇〇〇さんの甥にあたるということです。〇〇さんが亡くなられて、〇〇さんが宅地は取得し、農地も取得しようとしたが、当時の法律では取得することができなかった。その時に行政書士から法律が変わった際に手続きをしてはどうかという話があった。相続人の〇〇さんは水橋から入善町まで来るのも厳しいということで、今回の話になったということです。畑地の周りの用水などは問題ない状態で、問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

五十里委員

申請番号1番について、空欄部分がありますが、ここも同じ田ですか。

田中委員

斜線部分が申請地になります。太枠の線で一枚の田になります。隣に斜めの敷地がありますが、ここは畑になりまして、昔の屋敷の跡地になります。高さも違うので、このまま畑として利用とのこと。

議長（米山 義隆）

以前も営農組合への贈与という案件があったかと思いますが。

事務局

別の案件で以前も相続財産清算人から集落営農への所有権移転がありました。その際は、法人への所有権移転というケースと集落営農の構成員への所有権移転するケースがありました。

議長（米山 義隆）

これは集落営農が取得するということですか。

事務局

今回はそうです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第81号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第81号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

今回、農業経営基盤強化法等の改正により、農地中間管理機構を通した貸貸借権の設定方法が変更になりました。

以前は、農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ貸貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に貸貸借権等が設定されるという流れになっていましたが、今回の法改正により、農用地利用集積等促進計画に一本化されることになりました。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、4件、13筆、23,070㎡

再設定は、17件、25筆、46,836㎡

合わせて21件、38筆、69,906㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

説明の中にあったのかもしれませんが、〇〇〇さんの件で貸付人が富山県知事になっていることについて説明をお願いします。

事務局

所有者不明農地制度で、農業委員会の公示手続きを経ることで、不明の所有者の同意を得たとすることができる制度です。それに基づいて利用状況の調査を行った結果、所有者の〇〇〇〇〇さんの相続人の配偶者と長男が死亡しており、次男は令和6年1月18日付で職権消除されて行方不明になっており、過失なく所有者等を確知できないため、当該農地を利用する権利の設定について、県知事裁定を申請し、決定を受けました。

議長（米山 義隆）

県の常設委員会でもこの議案が出て、農業経営課から県知事の下でやるという決定が出ています。

田中委員

この地代は県に入るのですか。

議長（米山 義隆）

供託金になります。

五十里委員

地代は標準賃借料の中の金額になっていますが、土地改良区の賦課金を引いた金額になっています。

小林職務代理者

通常はこういう所有者不明の土地は国に帰属するのでは。

事務局

厳密な意味では、相続人が誰もいない土地等は国に帰属するという意味かと思いますが、実際には国に帰属させるためには、相続財産清算人を選任して、財産の処分などを行った結果、残ったものが国に帰属することになりますので、そこまで至らないケースが多いです。今回も同じようなケースでこのままの状態が継続するのではないかと思います。

議長（米山 義隆）

〇〇〇さんにこのまま作ってもらって守ってもらえれば。

坪野委員

土地改良区の賦課金はどうなっていくですか。

五十里委員

手続きはまだですが、これからの分は〇〇〇 〇〇〇で支払う予定です。

議長（米山 義隆）

5年間ということなので、やってみて負担が増えるようなら下げるというのもあるかと。

小林職務代理者

以前、聞いたときは、国の制度は3年毎に更新ときいていたのですが。今回5年になっていますが、こういう基準で5年になりましたか。

五十里委員

おそらく長く設定もできますが、賃借料が年々低下している傾向にあるので、10年とか長く契約すると賃借料がずっと変わらないので、細かく期間を設定する必要があるかと。

議長（米山 義隆）

これは標準賃借料が改定されても自動的にには変わらないということですね。では長い期間を設定することは難しいですね。他になにかございませんか。

前田委員

番号の25644、25645について、この名義になっているのはどういう理由ですか。

事務局

相続登記が完了していない名義になります。

議長（米山 義隆）

国も早く相続登記するようにという話にもなっていますね。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第81号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第82号、令和6年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

国の通知により、5月末までに前年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに県知事に報告することになっております。

それでは、令和6年度の「農業委員会の最適化活動の点検・評価」について、ご説明します。議案書の6ページ、A3サイズのものをご覧ください。

点検評価表は、1最適化活動の成果目標、2最適化活動の活動目標、3点検評価結果の3項目で構成されており、一番上に大項目が表示されています。

まずは、「1最適化活動の成果目標」のうち、（1）農地の集積についてです。

令和5年度末の集積率は88.1％で、令和6年度の目標を88.7％と設定しておりました。その目標に対して、令和6年度の達成状況は89.4％であります。

農地面積3,800haに対して、集積面積は3,398haという期待以上の結果が得られました。

集積・集約化についての委員さんからのご意見・感想では

○営農組合の構成員の高齢化していることから、集約しても今後の運営が懸念される。

○担当地区では、農地のほとんどが集積されており、出し手受け手の直接交渉でまとまっているため、集積に向けて相談に来られることがなかった。

○担い手間の個別のやり取りの中で、条件にある圃場についての利用権の交換・移転が進み、集約化が進展するよう情報提供や仲介を行った。

○担当地区内で、集落営農組合の組合員の意向により、近隣の担い手と調整し、農地を担い手に集約化した。

○担当地区内において農地集約に向けた調整や活動を行った。

○集約について、先走りすぎて不調に終わることもあった。

○農業委員会担当地区内の二つの集落で、農地の集約に成功した。

などのご意見がありました。担当地区内で、担い手さんの間に入って調整し、集約などの活動を行ったなどのご報告が多く、担い手の皆さんにも集約化促進の意識が浸透している様子が伺えます。

続きまして（２）遊休農地の解消等 についてです。

昨年度、新規で０．２haの遊休農地が判明したため、新規発生解消面積の「目標」を０．２haしていましたが、前回の総会でご報告したとおり、所有者本人が草刈りなどの圃場管理を行ったことから、遊休農地ではなくなったため、新規発生解消面積の「実績」を０．２haといたしました。

皆さまからは、遊休農地防止についてのご意見が一番多く、

○遊休農地の解消に向けて努力した。

○もう少し地区全体を見回した方がいいと思った。

○見回り等で異常がなく活動できたので良かった。

○農地パトロールはわりとできていた。

○自分の圃場見回りや外出に合わせて、積極的に周辺や他地区の圃場の見回りを行った。

○入善町は遊休農地が少なく、見回りをしてもあまりない。これからもしっかりパトロールして怪しい農地を見つけて行きたい。

○現地確認を中心に行った。今後もできることからやっていきたい。

○遊休農地の解消・発生防止に向けて努力していきます。

○担当地区内の、遊休農地化しつつあった農地について、地権者や従来の耕作者の意向把握や調整を行い、担当地区内で担い手を見つけ、利用権設定するところまで調整を行った。

○月１０日の最適化活動や農地パトロールを目指して努力した。

○遊休農地を防ぐために、草刈り等の自己保全管理を呼びかけた。当該農地については呼びかけが成功し草刈り等が行われたが、今後も注意深く見守っていく。

等のご意見がございました。

いったん遊休農地になってしまうと、優良な農地に戻すために時間も労力もかかるため、発生させないことが重要です。

農地パトロール、草刈等の自己保全管理を呼びかけなど、委員の皆さまの日々の活動が、新たな遊休農地の発生防止に繋がっているものと考えられます。

次に、（３）新規参入の促進についてです。

令和年６度については、１経営体の新規参入実績がありました。先月の総会でもお話した、〇〇〇〇さんです。露地野菜や施設園芸での新規就農のため面積は１haとなっております。目標面積は、国の指示により、過去３か年度の権利移動面積の平均１割以上で設定されていましたが、集積率を考えると、新規参入者に広い農地の確保が難しいのが現状です。しかし今後も、関係機関からの情報収集、また、就農意欲のある方に対して、支援活動を進めていくことも必要です。

続きまして、２ 最適化活動の活動目標についてです。

最適化活動を行う農業委員の人数は１７名です。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、目標である、月あたりの活動日数１０日に対して、令和６年度の実績活動日数の平均は、月あたり７．８日となっております。

また、（２）活動強化月間は、４月から６月までの３か月間を設定し、春の耕作管理作業が行われる時期に、遊休農地が発生しないように町内全域の農地を、重点的にパトロールをしていただいているものです。

(3) 新規参入相談会への参加はございませんでした。

最後に、表の3 点検・評価結果についてです。

こちらにつきましては、農林水産省経営局農地政策課長通知の標語適用方法により、項目ごとの達成の状況から当てはまる標語を記載するものです。

今回は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」に該当いたしました。

以上が、令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価(案)です。

よろしくお願いいたします。

議長(米山 義隆)

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長(米山 義隆)

10日の目標で平均7.8日は高いように思いますね。

議長(米山 義隆)

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第82号、令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価(案)の決定について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長(米山 義隆)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長(米山 義隆)

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和7年6月9日月曜日午後1時30分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

(令和8年度農林関係税制改正に関する要望について)

議長(米山 義隆)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長(米山 義隆)

ないようですので、これをもちまして、第22回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年6月9日月曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後4時10分) ..